

第29回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和7年12月19日（金）午後14時00分～午後15時27分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、3番：平出委員、4番：中山委員、5番：小島委員、
6番：相良委員、7番：小野口委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、9番：伊藤委員、
10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、
13番：永岡委員、14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、
17番：村田委員（会長）、19番：高橋委員 （議席番号順）

欠席委員

2番：恩田委員、18番：宇梶委員

会議経過

1 開 会

出席委員17名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号5番の小島委員、6番の相良委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号から5号までの5議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は相続したが耕作できないため、譲受人は自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、小麦を作付けする旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は、トラクター1台、コンバイン1台をリースで賄う計画です。申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第2号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は譲受人の営農に協力するため、譲受人は自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター2台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第3号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、経営規模縮小のため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、農地を売買により取得し、水稻、野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況につきましては、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第4号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、経営規模縮小のため、譲受人は、経営規模拡大のため、農地を売買により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。譲受人は、上三川町に27,392平方メートルの耕作地があり、耕作状況については、問題ない旨、上三川町農業委員会事務局へ確認済みです。農機具の調達状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第5号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、農地を贈与により取得し、サツマイモ、サトイモを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況につきましては、トラクター1台、耕運機1台を所有しております。申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第1号から5号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第1号から5号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案書2ページを御覧ください。

「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第6号から8号までの3議案について、一括上程します。なお、議案第6号及び7号については、7番委員が譲受人となっておりますので、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただきます。

委 員 (7番委員退席)

議 長 それでは、議案第6号及び7号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第6号及び7号は、譲受人が同一のため、一括して御説明いたします。城山地区の申請です。いずれの議案も、譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、農地を売買により取得し、トウモロコシ、サツマイモを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況につきましては、トラクター4台、掘取機2台を所有しております。申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しております、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議 長 議案第6号及び7号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第6号及び7号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。議案第6号及び7号が終了しましたので、7番委員に入室していただきます。

委 員 (7番委員入室)

議 長 次に、議案第8号について、事務局から説明願います。

事務局 議案第8号について御説明いたします。上河内地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を贈与により取得し、野菜を作付する旨の申請です。農機具の調達状況については、耕運機1台を導入予定です。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しております、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議 長 議案第8号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第8号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。議案書3ページを御覧ください。日程第2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第9号及び10号について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第9号について御説明いたします。城山地区の申請です。申請人は、住宅敷地を拡張し、スーパーハウス1棟の設置のほか庭敷地として利用しておりましたが、手続き未済のため、申請に至ったものとなります。開発許可については、都市計画法第34条第14号の「やむを得ない開発行為」の「自己用住宅の敷地拡張」に該当します。土地利用計画については、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第35条第5号の「既存の施設の拡張」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第4条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第10号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。申請人は、農家住宅敷地を拡張し、住宅及び納屋の一部として利用しておりますが、手続き未済のため、申請に至ったものとなります。開発許可については、農家住宅のため適用除外となります。土地利用計画については、給水は、市の上水道に接続し、排水は合併浄化槽により敷地内処理し、雨水は敷地内に自然浸透させるものです。申請地は、農地の集団的規模が10ヘクタール以上の区域に位置することから、第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、不許可の例外で農地法施行規則第35条第5号に規定する、「既存の施設の拡張部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る」に該当するものであり、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第4条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第9号及び10号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第9号及び10号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページを御覧ください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第11号から15号までの5議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第11号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請で、都市計画法第34条14号の「自己用住宅を所有する世帯親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計

画については、土地取得費、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第12号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請で、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、経営している建設会社の事業拡大に伴い、既存の資材置場が手狭になったため、申請地を売買により取得し、既存の資材置場を拡張する旨の申請です。譲受人代表を務める会社は、昭和32年4月18日に設立された法人で、土木建築工事等を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、土砂、碎石のほか、重機やダンプ等を置く計画で、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費、造成費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である農地法施行規則第35条第5号「既存施設の拡張」として、既存施設に隣接し、既存敷地の2分の1以内の転用であることから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第14号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人が申請地を売買により取得し、都市計画法第12条の5第1項に規定する地区計画が定められている区域内において、都市計画法第34条第10号の規定に該当する「住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成する」旨の申請です。譲受人は、平成26年7月23日に設立した法人で、不動産の売買、仲介、賃借、

管理に関する事業を主な目的としております。土地利用計画については、計画区域内に分譲地48区画、公園1か所、ごみステーション1か所、開発道路を造成する計画となっております。給排水計画については、開発道路の地下に市の上下水道を埋設、雨水については、区域内道路に24か所の浸透槽を設置し、浸透処理する計画となっております。なお、本来、土地の造成のみの農地転用は、最終的な目的達成の確実性が担保されていないため認められておりませんが、申請地は令和7年1月14日付けで都市計画決定がなされ、農地法施行規則第47条第1項第5号トに規定のある「都市計画法第12条の5第1項に規定する地区計画に定められている区域内において、同法第34条第10号の規定に該当するものとして、同法第29条第1項の開発許可を受けて住宅又はこれに附帯する施設の用に供されることが確実と認められるとき」という、一般基準の例外に該当します。資金計画については、土地購入費、造成費等を全額融資で賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第15号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲受人は、持ち家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、瑞穂野地区市民センターから500メートル以内の区域に位置する第2種農地であり、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第11号から15号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第11号から15号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。5ページを御覧ください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第16号から20号までの5議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第16号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人が、園芸用土を採取するため、申請地に3年間の賃借権を設定し、一時転用する旨の申請であり、同時利用地の山林と併せて行う計画です。借受人は、昭和48年12月21日設立した法人で、園芸用土の製造及び販売等を主な事業目的としております。事業計画については、保安距離として周辺から1メートル以上を設け、掘削角度は45度、掘削の深さは3メートル、周辺は単管パイプによる安全柵を設置し、ネット、ロープ等で第三者の進入を防ぎます。作業時間については、午前8時00分から午後5時00分までとなっており、搬入路には鉄板を敷設し、道路の点検、補修を行う計画で、市道路管理課に道路使用の届出が提出されております。排水や土砂流出等については、周辺農地へ被害を及ぼさないように十分に注意する計画となっております。埋戻し用土については、自社が所有する建設残土6,000立方メートルを、埋戻し用として用い、表土については、申請地の赤黒土50センチメートルを利用する計画です。採取した園芸用土の販売先は、石川県にある種苗会社と栃木県内の農家となっております。重機等については、自社で所有するバックホウ1台、4トンダンプ3台、埋戻時は自社で所有するバックホウ2台、協力業者所有の10トンダンプ3台を使用する計画となっております。資金計画については、事業費等を全額自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。借受人の農地における土採取の実績ですが、前回地は飯田町の畠7,748.66平方メートルで、令和5年10月30日に許可を受け100パーセント埋戻しが完了しており、前々回地は下荒針町の畠4,089平方メートルで、令和4年2月1日に許可を受け100パーセント埋戻しが完了し、農地に復元されております。申請地は、第1種農地となっておりますが、一時転用で農地に復元することから不許可の例外に該当します。なお、申請書には、「安全操業に努め、土採取に伴う災害を発生させないこと及び採取後は、耕作可能な農地に復元し、農業委員の現地立会のもとで完了報告を行う旨の誓約書」が添付されておりましたことから、改めて許可条件を付す必要はありません。以上のことから、立地基準で許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第17号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人は持家がないため、申請地に20年間の使用貸借を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条第14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模

が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第18号について、御説明いたします。城山地区の申請です。譲受人は、個人事業にて室内装飾工事やリフォーム業を営んでおりますが、自宅敷地内の資材置場が手狭なため、申請地を売買により取得し、自宅近隣に資材置場を整備する旨の申請です。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、建築資材・リフォーム工事で出た廃材等を処分する廃棄物処理用のコンテナのほか、3台分の駐車スペースを整備する計画で、周囲は、盗難防止用の柵を設置する予定です。また、現在、申請地内には小屋があり、既に一部資材置場として利用されておりますが、小屋は取り壊す予定であり、是正を含めた造成は、自己所有の資材等で行う計画となっております。資金計画については、土地取得費を自己資金により賄う計画で、既に支払い済みであるため、領収書が添付しております。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地の区域に位置することから第2種農地と判断し、立地基準では許可に支障なく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第19号について御説明いたします。国本地区の申請です。借受人は建築板金工事業を営んでおりますが、駐車場がないため、申請地に10年間の使用貸借権を設定し、駐車場として整備する旨の申請です。申請人の関係は、転用事業者である借受人の代表が貸付人の子に当たるため、契約の種類は使用貸借権となっており、転用する3筆がいずれも筆の一部であることから特定図での申請になっております。借受人は、昭和56年2月16日に設立した法人で、建築板金工事業、とび土工工事業を主な目的としております。土地利用計画については、申請地は砂利敷きとし、来客用3台、社有車用4台、及び従業員用18台の計25台分を整備するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、造成費等を土地所有者である父からの融資により賄う計画で、父の金融機関の残高証明書及び子が代表を務める法人への融資証明書が添付されております。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地区分に該当する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第20号について御説明いたします。富屋地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、同時利用地の雑種地を併せ、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、平成26年2月14日に設立した法人で、太陽光発電事業を主な目的としております。本件は、非FIT法による売電を行うもので、譲受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光パネル2,560枚を設置し、年間発電量1,559,040キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜き11円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は1,572万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲は1.5メートル高のフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう年4回除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費、施設整備等を、全額関連会社からの融資により賄う計画で、関連会社の金融機関の残高証明書及び融資証明書が添付されております。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地区分に該当する第2種農地と判断しております、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第16号から20号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第16号から20号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。6ページを御覧ください。日程第4「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、議案第21号を上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第21号は、姿川地区の願出です。鶴田町に住む相続人が、鶴田町の農地2筆、計7,616平方メートルについて相続税の納税猶予に関する適格者である証明を受けたい旨の願出です。相続税の納税猶予に関する適格者である要件として、被相続人が農業を営んでいたかどうか、その相続人が引き続き農業経営を行うと認められるかどうか、猶予を受けようとする農地が死亡した者によって耕作されていたかどうか、という3つの要件について、提出書類、農家台帳、小作台帳、現地調査等で確認したところ、全ての要件を満たしており、適格者として証明することに問題ないものと調査しております。

議長 議案第21号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第21号について、「適格者と認める」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。7ページを御覧ください。日程第5「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、議案第22号から9ページ28号までの7議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 相続税の納税猶予については、農地等を相続により取得した農業後継者が指定した農地を、引き続き農地として適正に利用する場合、相続税の納付が猶予されるもので、現在では市街化区域で20年、市街化調整区域で終身継続が条件に、納付が免除されますが、平成21年の農地法改正前は、市街化区域、市街化調整区域に関係なく、20年継続が免除の条件となっており、今回の7議案については、すべて法改正前の20年が適用となります。税務署では、申告期限から20年を経過する日が概ね1年以内のものについて、農業委員会に納税猶予を受けた農地の利用状況について、確認の依頼をしております。そのなかで、税務署では、納税猶予を受けている農地とは、耕作されていなくとも正常な状態の下においては耕作されていると認められるとされており、保全管理の状態でも可ということになります。今回の対象者は7名で、全員、農業従事者として農家台帳に登載されており、対象の農地については、土地の全部事項証明書・公図・現地調査等で確認したところ、議案書記載のとおりの利用状況であり、「問題ないもの」と調査しております。

議案第22号は、姿川地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、5筆9、446平方メートルでした。調査の結果、地積等の変更もなく、現在も全て農地として利用していることを確認しております。

議案第23号は、横川・旧市地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、11筆1、844平方メートルでした。調査の結果、地積等の変更もなく、現在も全て農地として利用していることを確認しております。

議案第24号は、姿川地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、28筆24、680平方メートルでした。調査の結果、地積等の変更もなく、現在も全て農地として利用していることを確認しております。

議案第25号は、横川・雀宮地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、6筆9、247平方メートルでした。調査の結果、国土調査により、地積が9、226平方メートルに変更になっておりますが、全て農地として利用していることを確認しております。

議案第26号は、豊郷地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、8筆11、908平方メートルでした。調査の結果、地積等の変更もなく、

現在も全て農地として利用していることを確認しております。

議案第27号は、姿川地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、8筆3, 067平方メートルでした。調査の結果、土地区画整理事業により、10筆3, 869平方メートルに変更となっておりますが、現在も全て農地として管理していることを確認しております。

議案第28号は、旧市地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、8筆4, 052平方メートルでした。調査の結果、土地区画整理の換地処分により、8筆4, 281平方メートルに変更となっておりますが、現在も全て農地として利用していることを確認しております。

議長 議案第22号から28号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第22号から28号について、「適正に利用されている旨報告する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。10ページを御覧ください。日程第6「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、議案第29号から15ページ132号までの104議案について、一括上程します。事務局から説明を願います。

事務局 議案第29号から15ページ132号までの104議案について、御説明いたします。

議案番号29号から30号は平石地区の計画で2件です。

議案番号31号から46号は清原地区の計画で16件です。

議案番号47号は瑞穂野地区の計画です。

議案番号48号から50号は横川地区の計画で3件です。

議案番号51号は雀宮地区の計画です。

議案番号52号は姿川地区の計画です

議案番号53号から54号は城山地区の計画で2件です。

議案番号55号、56号は国本地区の計画で2件です。

議案番号57号は篠井地区の計画です。

議案番号58号から60号は富屋地区の計画で3件です。

議案番号61号から82号は豊郷地区の計画で22件です。

議案番号83号から96号は上河内地区の計画で14件です。

議案番号97号から132号は河内地区の計画で36件です。

議長 議案第29号から132号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第29号から132号について、「計画

を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。16ページを御覧ください。日程第7「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」、議案第133号から138号までの6議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第133号から138号までの6議案について御説明いたします。

議案第133号は、雀宮地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、御田長島町の田1筆、9,555平方メートルを売買により取得するものです。

議案第134号は、城山地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、下荒針町の畠1筆、1,999平方メートルを売買により取得するものです。

議案第135号は、上河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、中里町の田2筆、計3,227平方メートルを売買により取得するものです。

議案第136号は、河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、逆面町の畠1筆、計1,301平方メートルを売買により取得するものです。

議案第137号は、河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、長峰町の田8筆、計5,113平方メートルを売買により取得するものです。

議案第138号は、河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、下田原町の田1筆、計1,367平方メートルを売買により取得するものです。

議 長 議案第133号から138号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第133号から138号について、「計画作成を要請する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。17ページを御覧ください。日程第8「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権移転の決定)について」、議案第139号から18ページ152号までの14議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第139号から18ページ152号までの14議案について、御説明いたします。

議案第139号、140号は、平石地区の計画です。貸付人と田の利用権を設定している耕作者から、耕作者を変更するため、それぞれ利用権を移転するものです。

議案第141号から第148号は、清原地区の計画です。貸付人と田の利用権を設定している耕作者から耕作者を変更するため、それぞれ利用権を移転するものです。

議案第149号から第152号は、上河内地区の計画です。貸付人と田の利用権を設定している耕作者から耕作者を変更するため、それぞれ利用権を移転するものです。

議長 議案第139号から152号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

事務局 質疑がないので、お諮りします。議案第139号から152号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。19ページを御覧ください。日程第9「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づく意見聴取について」、議案第153号を上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第153号について御説明いたします。こちらは、3月に策定した地域計画の変更で、変更箇所は権利移動等に伴う別紙1の名簿のみの変更です。

議長 議案第153号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第153号について、「計画のとおり承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。それでは報告事項に入ります。事務局より報告願います。

事務局 [事務局より報告第1から報告第10まで一括で報告する。]

議長 議案の審議は全て終了しましたので、「その他」皆様から何か報告等はありますか。

委員 (報告等なし)

議長 事務局から報告等はありませんか。

事務局 (報告等なし)

議長 全ての審議が終了しましたので、以上で第29回定例総会を終了します。

(閉会 午後15時27分)